

制度のご紹介

福利厚生制度を考えてみませんか？ 「勤労者福祉サービスセンター」のご案内

中小企業では、自社で独自の福利厚生制度をつくることは難しい場合が多いと思います。レジャー施設や宿泊施設、イベントチケットに対して補助があったり……以前はよく聞きましたが、不景気と言われるようになってからは、大企業でも縮小傾向だそうです。でも、あれば従業員さんにもちょっとアピールになるかも!?!?

加入は、事業所所在の市区町村にあるセンターです。

入会金や月会費は、各センターにより異なりますが、1人あたり数百円のところが多いようです。ご興味がありましたら、ホームページなどで検索してみてください！

ご参考までに、私たちの事務所がある「さいたま市」の情報です。

入会金:500円/人 月会費:600円/人

東京ディズニーランドチケット代金の一部補助、旅行会社の割引、グルメ券の割引購入、慶弔給付金など。

<http://www.sozo-saitama.or.jp/workjoy/>



9月20日(木)
18時～ @浦和

第3回
事務所セミナー
& 交流会

を開催します！
年1回の開催です。
ぜひご参加ください！

来月の事務所通信にて
開催報告をさせて
いただく予定です。



今月は、日頃よりお付き合いをさせていただいている
士業の先生をご紹介します。

事務所掲示板



みよし たかひろ
司法書士 三好 貴大 先生 (埼玉県さいたま市中央区)

【業務内容】 登記の専門家です！

「登記のことならおまかせあれ！」をキャッチフレーズに、会社に関する登記と不動産に関する登記を専門に扱っています。

会社については、立ち上げ(設立登記)、本店を移転(本店移転登記)、役員を追加(役員変更登記)、資本金を増額(増資登記)、会社を閉じる(解散登記)手続きまで手がけています。

不動産については、ご自宅や事務所のご購入(売買登記)、亡くなった方の名義変更(相続登記)、金融機関から融資を受けたり完済したり(抵当権設定登記・抹消登記)した場合の登記を扱っています。

【皆さまへひとこと】 登記を忘れていませんか？ ～役員変更登記と相続登記～

忘れがちな登記が2つあります。

1つめは「株式会社の役員変更登記」です。現在、株式会社の役員の任期は最長10年です。会社を設立してから10年を経過すると、必ず役員変更登記が必要となります。「役員が同じであっても」です。この登記を忘れると、“過料”という罰金が代表者に科されますので、注意してください。

2つめは「不動産の相続登記」です。皆さまのご自宅や事務所の名義は、きちんと書き換えられていますか。相続登記に手続き期限はありませんが、そのうちやろうと思っているうちに手続きが複雑になってしまうケースがある為、早めに手続きされることをお勧めします。放っている間に相続人だった兄弟が亡くなり、その子どもと遺産分割協議をしなければならなくなったということも現実にある話です。必要な手続きは早めに済ませてしまいましょう！

どちらの登記も、司法書士三好事務所の得意分野です。

「そういえば、やっていない!?!?」という冷や汗をかけた方、ぜひ当事務所までご連絡ください！

【みやぎ税務会計事務所へひとこと】 いつもありがとうございます！

宮城先生とは、5年ほど前に士業交流会で知り合いました。知り合ってから間もない頃、案件の打ち合わせで事務所にお邪魔したのですが、宮城先生同様、事務所のレイアウトが格好良く、またコーヒーをお出しいただいた奥さまも素敵で、しかもそのコーヒーが美味しかったことをよく覚えています。

それから会社や不動産の登記のお声がけをいただき、これまで良いお付き合いをさせていただいており、とても感謝しております。宮城先生をはじめ、みやぎ税務会計事務所の方々と一緒にしっかりと仕事をさせていただくことで、少しでも皆さまのお役に立てればと考えております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

【ご連絡先】

司法書士三好事務所

電話:048-789-7671

ホームページ:<http://www12.plala.or.jp/office-miyoshi/>



三好先生へ
みやぎ税務会計事務所より

お世話になっております。三好先生のご丁寧なお仕事に、私たちは、お客様の登記をいつもお任せしております。これからも、よろしくお願いいたします。